

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進(3Rの推進)
-----	-------------------------------

施策主管課	ごみ減量課	総合計画記載頁	103ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民, 事業者, 行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	-----------------------------------------------

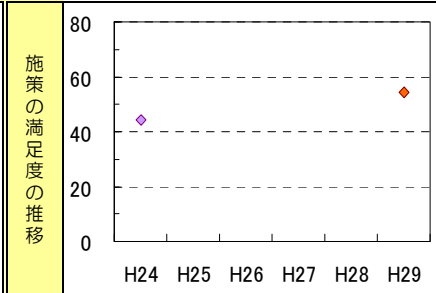
2 施策の取組状況

施策目標	市民が, 日常生活や事業活動の中で, ごみを減らし, 限りある資源の有効活用に取り組んでいます。
------	--------------------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)			H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)			H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量(g/日)	単年度目標値		769	758	747	737	731			725	A	指標2	市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量(g/人日) ※H23.3.31現在の数値	中核市平均	858.9					
	現状値(H23実績)	806g/日	実績値	803							実績値	784.2										
	目標値(H29)	725g/日	単年度の達成度	95.8%							中核市での本市の順位	7位/41市中										
① 施策指標			単年度目標値								③ 市民意識調査結果		中核市平均									
		現状値	実績値										実績値									
		目標値(H29)	単年度の達成度											中核市での本市の順位								
			単年度目標値									H24(現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価				
	現状値	実績値										施策の満足度(%)	調査結果	44.1%							-	
	目標値(H29)	単年度の達成度										目標値(H29)	54.3%	前年度からの増減								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(−2%未満)

取組内容と成果・成果の要因, 進捗の状況

施策指標	市民の意識醸成を図るためのあらゆる機会を活用した周知啓発や, 資源の有効活用を図るための生ごみや廃食用油の資源化など, 「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に位置づけた3R施策を実施するとともに, 焼却ごみ量の増加に対する取組を実施することで目標値をほぼ達成している。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	リサイクル推進活動支援事業		意識啓発事業の推進	・まちづくり協議会の環境部会 ・リサイクル推進員	・研修会の開催	H14	リサイクル推進員が市と市民とをつなぐ地域の指導者として3Rの推進やごみの分別及び排出マナーの指導等を行っていく必要があることから、今後とも研修会を開催し育成に努めるとともにリサイクル推進員の自立に向けた支援を行っていく。
2	分別強化推進事業		意識啓発事業の推進	・市民	・分別講習会の開催 ・ごみステーションの巡回パトロールの実施	H15	平成23年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」における減量目標を達成するため、更なるごみの分別・排出ルール徹底や分別協力度の向上が必要であることから、広報紙や自治会回覧などを活用した全庁的なPRを展開するとともに、リサイクル推進員と連携した分別講習会の開催やごみステーションの巡回パトロール・個別指導等を行っていく。
3	事業系ごみ減量推進事業		意識啓発事業の推進	・事業者	・減量等計画書の提出 ・戸別訪問の指導	S47	平成23年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」における減量目標を達成するため、廃棄物管理責任者に対する研修会の開催や、減量等計画書に基づく戸別訪問指導などを行うとともに、展開調査を強化し不適正排出事業所に対する指導を徹底していく。
4	コンポスト等設置費補助金		ごみの資源化事業の推進	・市民	・生ごみ処理機の助成件数	S61	生ごみの堆肥化を推進し生ごみの減量を図るためには、生ごみ処理機の利用を推進していく必要があることから、生ごみ処理機の周知啓発活動を行っていく。
5	ごみ減量キャンペーンの開催		意識啓発事業の推進	・市民	・イベント等を通じた周知啓発活動	H2	ごみの減量化を図るためには、市民一人ひとりが3R行動を実践していく必要があることから、H25年度からは3R周知啓発推進事業として周知啓発活動を行っていく。
6	社会科補助教材編集事業		教育機関と連携した「ごみ教育」の推進	・小学4年生の児童	・補助教材の配布	S57	循環型社会の担い手を育成するためには、幼いうちから3Rに関する知識の習得が必要であることから、学校の授業を通して3Rの重要性について理解を深め、継続して環境に配慮した行動を実践できる人づくりを目指していく。
7	資源物集団回収推進事業		ごみの資源化事業の推進	・市民	・集団回収の実施	S53	市民の資源化意識の向上を図るために、自治会講習会や広報紙などあらゆる機会を通じて、周知啓発活動を展開し、より多くの団体が取り組むよう推進する。
8	廃食用油資源化事業	○	ごみの資源化事業の推進	・市民	・廃食用油の回収	H19	現在、廃食用油の回収拠点をスーパーや地区市民センター等として福祉団体に回収作業を委託しているが、回収量のばらつきなどの課題があることから、今後は効率的な回収方法について整理を行っていく。また、回収した廃食用油の利用先や利活用方法について検討していく。
9	清掃事業協力者表彰		意識啓発事業の推進	・まちづくり協議会から推薦された個人または団体	・5種13分別の徹底により焼却ごみ量を減少	H22	ごみの減量化・資源化及び環境美化の推進を図るため、リサイクル推進及び地域の環境美化に貢献している個人又は団体に対し、感謝状を授与することにより今後の活動に対する励みとしているが、更なる活性化につなげるため、制度の見直しに向けた調査・検討を行っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆市民の意識醸成を図るためには、市民へ更に環境に関する知識と理解を深めてもらう必要があることから、分別による成果や効果について、わかりやすく周知することが必要である。</p> <p>◆プラスチック製容器包装や紙類についての分別ルールが守られていないことから、更なる分別の徹底が必要である。</p> <p>◆生ごみの堆肥化を推進し生ごみの減量を図るためには、堆肥の安定的・継続的な利活用先の確保など、市民にとってわかりやすく取り組みやすい環境を整備していく必要がある。</p> <p>◆更なる焼却ごみの減量化・資源化を推進するため、国において策定している第三次循環型社会形成推進基本計画等国の動向を踏まえながら、新たな資源化施策を推進していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 市民や事業者の3R行動の定着に向け、あらゆる機会や場、媒体を活用し、発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を実施し、分別協力度の向上を図るとともに、資源化施策を推進する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆廃食用油資源化事業 廃食用油の更なる資源化を推進するため、回収量の増加に向けて、安定的・効率的な回収方法について整理を行っていくとともに、回収した廃食用油の利用先や利活用方法についても検討していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>